

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告示

- 形質変更時要届出区域の指定  
○保安林の指定施業要件の変更の予定  
○土地区画整理事業の換地処分届出

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告  
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告  
○開発行為に関する工事の完了  
○定期監査の結果の公表(三件)

### 監査委員

## 告示

- 宮城県告示第六百二十六号  
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

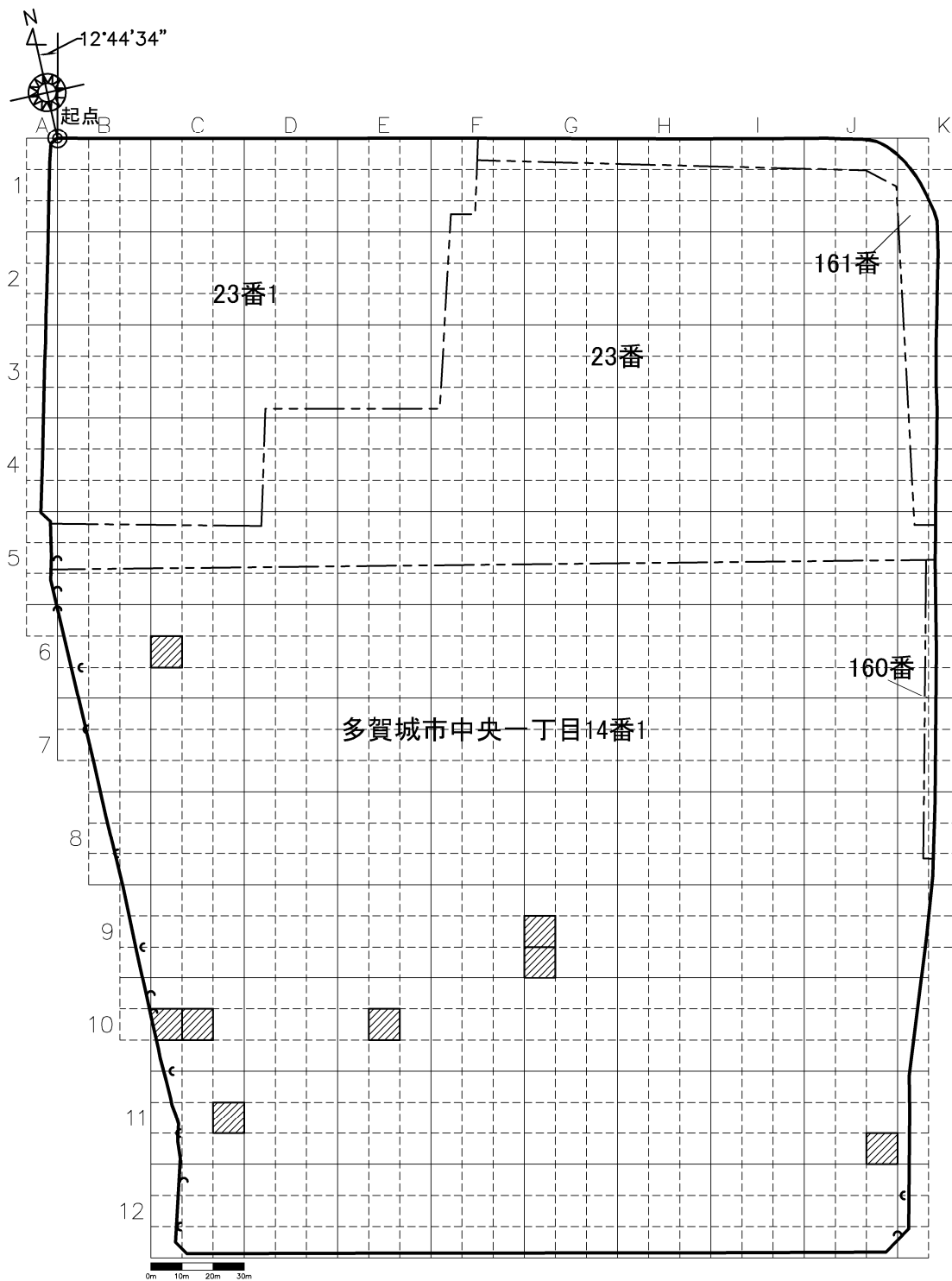
令和六年九月二十日

宮城県知事 村井嘉浩


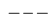




- 一 形質変更時要届出区域  
多賀城市中央一丁目十四番一の一部とし、次の図のとおりとする。

ページ

一  
三  
三  
五  
八  
八



<凡例>

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画 (10m格子)
-  30m格子
-  筆の境界線
-  調査対象地
-  統合区画

<起点>

起点は、多賀城市中央一丁目23番1の最北端とする。

<格子の回転角度>12度44分34秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

○宮城県告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理

事業の換地処分について届出があった。

令和六年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理事業

二 施行者の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

三 事務所所在地

黒川郡大和町杜の丘一丁目十四番地二

四 換地処分の年月日

令和六年八月二十八日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約百八十六万八千七百七十キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和七年一月一日から令和七年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札への参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和六年十月十一日（金）午後五時までに三の4に示す一般競争入札参加資格審査における添付資料として提出しなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び申請期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二―二二―三三三五）へ令和六年十月三日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県行政庁舎十四階 宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

3 入札説明書及び仕様書の交付期限  
（担当 堺 里緒 電話〇二二―二二―二七二二）

令和六年十月十一日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年十月三日（木）午後五時までに2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十月三日(木) から令和六年十月十一日(金) 午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十月十一日(金) 午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年十月二十四日(木) 午前九時から令和六年十月二十九日(火) 午後五時

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 令和六年十月二十九日(火) 午後五時

ロ 提出場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年十月三十日(水) 午前十時 宮城県庁舎十四階 経済商工観光部会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号) 第九十七条、第九十八条、第一百三十三条及び百四十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号) 第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費

税に相当する額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service Required : Electrical power for Industrial Technology

Institute, Miyagi Prefectural Government - 1,860,870 kWh/year

2 Period of Contract : From January 1, 2025 to december 31, 2025

3 Deadline and Location for Bid Submission (in person) : October 30, 2024 (Wed), 10 : 00 a.m., meeting room, 14th floor of Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline for Bid Submission (by mail) : October 29, 2024 (Tue), 5 : 00 p.m.

5 Contract Information : Rio Sakai New Industry Support Section, New Industry Development

Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1

Honcho Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL.: 022-211-2722

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台上土木事務所管内分)(単価契約) 千二百五十トン

(二) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台上土木事務所管内分)(単価契約) 百トン

(三) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 七十五キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和七年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二條の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをなした者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをなした者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三五)へ令和六年十月四日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等  
1 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八三〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号

宮城県仙台土木事務所総務部経理班(担当 佐藤 英明 電話〇二二二九七七一四一一二)

3 入札説明書の交付申請期限

令和六年十月十一日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年十月八日(火)午後五時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和六年十月十八日(金)午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十月十八日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年十一月六日(水)午前九時から令和六年十一月七日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

(1) 日時 令和六年十一月七日(木)午後五時まで

(2) 場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、二重封筒とする。入札書の中封筒に入れ、入札者の法人名・開札日及び入札に係る調達物品の名称を記載し配達証明付書留郵便にて(1)の日時までに到達するように提出すること。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和六年十一月八日(金)とし、開札の時刻及び場所は1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 1の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

(二) 1の1の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

(三) 1の1の(三)の購入物品 午前十一時 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は1の1の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、1の1の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2025.

3 Place of Delivery : Within Sendai civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, November 7, 2024, 5:00 pm.

5 Contact Person : Hideaki Sato, General Affairs Group, Sendai civil engineering office, Civil

engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 saivaicho, miyagino-ku, Sendai.  
Miyagi, 983-0836 Japan. Tel: 022-297-4112

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年九月二十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
加美郡色麻町四電字大原二百八十二番一、二百八十二番二の二部、六百八番の一部、二百八十三番二の一部(第二工区(注))

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
色麻町長

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和6年4月から6月までに実施した一般会計に係る令和5年度定期監査の結果は次のとおりです。

令和6年9月20日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	吉 田 計

1 監査実施機関及び監査実施日  
監査実施機関  
監査実施日

○教育庁

地方機関

仙台第三高等学校	6月14日	宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
岩手崎高等学校	5月30日	宮城県監査委員	佐々木 功 悦
多賀城高等学校	6月6日	宮城県監査委員	成 田 由 加里
石巻好文館高等学校	5月29日	宮城県監査委員	吉 田 計

仙台三桜高等学校

6月14日

真山高等学校

6月6日

美田園高等学校

6月11日

農業高等学校

6月11日

水産高等学校

5月29日

金成支援学校

5月30日

2 監査結果

令和5年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

(1) 仙台三桜高等学校

需用費について、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

ガス料金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

・件数 1件

・金額 1,786円

○宮城県監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和6年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和6年9月20日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	吉 田 計



I 監査実施機関及び監査実施日 監査実施機関	監査実施日	地域交通政策課	7月24日
○総務部		統計課	7月24日
本庁		○環境生活部	
秘書課	8月1日	環境生活総務課	7月26日
人事課、行政管理室	8月1日	環境政策課、再生可能エネルギー室（次世代エネルギー室）	7月26日
行政経営推進課（行政経営企画課）	8月1日	環境対策課	7月26日
総務事務管理課	8月1日	自然保護課	7月26日
職員厚生課	8月1日	食と暮らしの安全推進課	7月26日
県政情報・文書課	8月1日	循環型社会推進課	7月26日
私学・公益法人課	8月1日	廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室	7月26日
広報課	8月1日	消費生活・文化課	7月26日
財政課	8月1日	共同参画社会推進課	7月26日
税務課、地方税徴収対策室	8月1日	○保健福祉部	
市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）	8月1日	本庁	
管財課	8月1日	保健福祉総務課	7月31日
○復興・危機管理部		社会福祉課	7月31日
本庁		医療政策課、医療人材対策室（県立病院再編室）	7月31日
復興・危機管理総務課	7月24日	長寿社会政策課	7月31日
復興支援・伝承課	7月24日	健康推進課	7月31日
防災推進課	7月24日	疾病・感染症対策課、新型コロナ調整室、新型コロナクオチン接種推進室	7月31日
消防課	7月24日	子育て社会推進課	7月31日
原子力安全対策課	7月24日	子ども・家庭支援課	7月31日
○企画部		障害福祉課、精神保健推進室	7月31日
本庁		薬務課	7月31日
企画総務課	7月24日	国保医療課	7月31日
総合政策課	7月24日	○経済商工観光部	
デジタルみやぎ推進課	7月24日	本庁	
産業デジタル推進課	7月24日	経済商工観光総務課、富県宮城推進室、企業復興支援室	7月25日
地域復興課	7月24日	新産業振興課	7月25日
スポーツ振興課	7月24日		

報 告 公 報 城 回

産業立地推進課、自動車産業振興室、半導体産業振興室	7月25日	河川課	7月30日
商工金融課、中小企業支援室	7月25日	防災砂防課	7月30日
産業人材対策課	7月25日	港湾課	7月30日
雇用対策課	7月25日	空港臨空地域課	7月30日
観光政策課、観光プロモーション推進室（観光戦略課）	7月25日	都市計画課（都市環境課）	7月30日
国際政策課、国際ビジネス推進室	7月25日	建築宅地課	7月30日
○農政部		住宅課	7月30日
本庁		営繕課	7月30日
農政総務課、農業政策室	7月26日	設備課	7月30日
食産業振興課	7月26日	○出納局	
農山漁村なりわい課	7月26日	本庁	
農業振興課	7月26日	会計課、会計指導検査室（出納総務課、出納管理課）	7月30日
みやぎ米推進課	7月26日	契約課	7月30日
園芸推進課	7月26日	検査課	7月30日
畜産課、家畜防疫対策室	7月26日	○議事事務局	7月18日
農村振興課	7月26日	○教育庁	
農村整備課、農村防災対策室	7月26日	本庁	
○水産林政部		総務課、教育企画室	7月31日
本庁		福利課	7月31日
水産林政総務課、水産林業政策室	7月25日	教職員課	7月31日
水産業振興課（宮城県漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会を含む）	7月25日	義務教育課	7月31日
水産業基盤整備課、漁港整備推進室	7月25日	高校教育課、高校財務・就学支援室	7月31日
林業振興課、全国育樹祭推進室	7月25日	特別支援教育課	7月31日
森林整備課	7月25日	施設整備課	7月31日
○土木部		保健体育安全課	7月31日
本庁		生涯学習課	7月31日
土木総務課	7月30日	文化財課	7月31日
事業管理課	7月30日	○警察本部	7月29日、8月1日
用地課（収用委員会事務局を含む）	7月30日	○人事委員会事務局	7月17日
道路課	7月30日	○監査委員事務局	7月19日
		○労働委員会事務局	7月17日

2 監査結果

令和5年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 総務事務管理課

給与及び旅費の集約事務において、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和5年8月稼働した総務事務センターにおいて、給与の集約事務にシステムエラー及び入力ミスにより複数多数の不備が発生した。また、旅費の集約事務においては新たな事務手続きが追加されたこともあり、旅費の支払遅延が生じた。

稼働に当たっては体制の整備、システムエラーの随時改修等は正に尽力したものの不備が多発したものの。

(2) 職員厚生課

職員宿舍貸付料において、長期間の過徴収が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

職員宿舍規則の規定の解釈を誤り、宿舍貸付料について不適正な測定を行い、過徴収となつたもの。

・過徴収額

現年度分	195,408円
過年度分	515,727円
合 計	711,135円

(3) 税務課、地方税徴収対策室

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分	1,078,160,899円
過年度分	1,591,185,799円
合 計	2,669,346,698円

・令和4年度収入未済額

現年度分	942,460,608円
過年度分	1,506,595,905円
合 計	2,539,056,513円

(4) 税務課、地方税徴収対策室

自動車税種別制の課税において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

平成31年度税制改正を受け、令和元年10月から新たな税額が適用されるよう令和元年6月定例会で宮城県県税条例を改正したが、令和6年1月に、当該条例の一部の規定に不備があることが判明した。

これにより、令和元年10月以降、過大な額で課税していたことが判明したことから、納税者に対し、過大課税分を還付するとともに、不備を是正するための条例改正を行ったもの。

・課税件数及び過大に課税した額等

①ロータリー・エンジン搭載車

件数	2,777件
納税者数	961人

過大に課税した額 15,083,000円

②特種用途車

件数	975件
納税者数	204人

過大に課税した額 2,654,500円

(5) 総合政策課

国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金「サテライトオフィス設置推進事業費補助金」の国への実績報告の取りまとめについて、実績額を誤って報告したため、国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出し（地域振興課予算）が生じたもの。

- ・補助事業費 6,362,300円
- ・県費持ち出し額 3,181,150円

(6) 地域振興課

国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金「サテライトオフィス設置推進事業費補助金」の国への実績報告について、実績額を誤って報告したため、国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出しが生じたもの。

- ・補助事業費 6,362,300円
- ・県費持ち出し額 3,181,150円

(7) 環境政策課、再生可能エネルギー室（次世代エネルギー室）

委託契約において、予定価格を定めていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

予定価格調書を作成しなければならない委託契約について、予定価格調書を作成しなかったもの。

- ・件数 1件
- ・業務名 スマートエネルギー住宅普及啓発業務
- ・委託金額 2,900,000円

(8) 廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 産業廃棄物最終処分場
- ・令和5年度分収入未済額
- 現年度分 33,378,511円

過年度分 973,522,231円

合 計 1,006,900,742円

・令和4年度分収入未済額

現年度分 29,457,772円

過年度分 1,000,280,654円

合 計 1,029,738,426円

(9) 疾病・感染症対策課、新型コロナウイルス調整室、新型コロナウイルス接種推進室

補助金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和5年度外来協力医療機関設備整備事業費補助金について、本来受けるべき医療機関に交付せず、別の医療機関に交付し、未払いと過払いが生じたもの。

・金額 133,000円

(10) 子育て社会推進課

補助金等精算返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

補助金等精算返還金（宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金）

・令和5年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 1,001,6967円

合 計 1,001,6967円

・令和4年度収入未済額

現年度分 1,001,6967円

過年度分 0円

合 計 1,001,6967円

(11) 子ども・家庭支援課

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

児童扶養手当給付費返還金

<p>・令和5年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,113,860円</p> <p>過年度分 18,010,220円</p> <p>合 計 19,124,080円</p> <p>・令和4年度収入未済額</p> <p>現年度分 3,528,530円</p> <p>過年度分 15,936,500円</p> <p>合 計 19,465,030円</p> <p>(12) 農政総務課、農業政策室</p> <p>報償費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>農政部優良建設関連業務及び優秀技術者表彰に係る物品の購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 82,786円</p>	<p>宮城県水防協議会会長印</p> <p>宮城県治水協会会長印</p> <p>宮城県三陸水系河川整備計画審議会会長印</p> <p>(15) 防災砂防課</p> <p>受託事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>令和4年度繰越工事に係る受託徴収金が令和5年度の歳入とならず、県費の持ち出しとなったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・事業名 町道下八山繰下八山橋梁工事</p> <p>・繰越額 6,744,547円</p> <p>・収入日 令和6年4月10日</p>
<p>(13) 林業振興課</p> <p>需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>定期刊行物の購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 16,500円</p>	<p>(16) 住宅課</p> <p>県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>県営住宅使用料</p> <p>・令和5年度収入未済額</p> <p>現年度分 12,300,630円</p> <p>過年度分 20,768,348円</p> <p>合 計 33,068,978円</p> <p>・令和4年度収入未済額</p> <p>現年度分 12,430,710円</p> <p>過年度分 22,487,855円</p> <p>合 計 34,918,565円</p>
<p>(14) 河川課</p> <p>事務事業の執行管理において、公印の紛失が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>公印が厳正に管理されていなかったため、紛失したものを。</p> <p>・個数 4個</p> <p>宮城県土木部河川課長印</p>	<p>(17) 福利課</p> <p>歳入歳出外現金において、払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>弁護士報酬の所得税</p>

<p>・件数 2件</p> <p>・金額 136,124円</p> <p>・不納付加算税 6,500円</p> <p>(18) 高校教育課、高校財務・就学支援室 高等学校等育英奨学金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>高等学校等育英奨学金貸付金償還金</p> <p>・令和5年度収入未済額</p> <p>現年度分 68,659,406円</p> <p>過年度分 372,729,306円</p> <p>合 計 441,388,712円</p> <p>・令和4年度収入未済額</p> <p>現年度分 69,484,440円</p> <p>過年度分 341,283,344円</p> <p>合 計 410,767,784円</p> <p>(19) 特別支援教育課 国庫支出金交付額の実績報告において、過少報告に伴う県費の支出が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>間接補助事業である「特別支援教育奨励費補助金(特別支援学校分)」の国への実績報告について、実績額を誤って報告したため、国庫補助金の一部が受けられなくなり、県費の持ち出しが生じたもの。</p> <p>・補助事業費</p> <p>正補助事業費 92,184,146円</p> <p>誤補助事業費 91,894,006円</p> <p>・補助金額</p> <p>正補助金額 46,092,000円</p> <p>誤補助金額 45,947,000円</p> <p>・県費持ち出し額 145,000円</p> <p>(20) 施設整備課</p>	<p>国庫補助金(学校施設環境改善交付金)の受入について、調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業について、調定を行っていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 61,239,000円</p> <p>(21) 施設整備課</p> <p>普通財産の貸付料において、調定遅漏が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和5年4月1日付で調定すべき電柱敷地貸付料について、調定を行っていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 10,500円</p> <p>(22) 保健体育安全課 補助金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>給食費食材価格高騰対策費補助金について、交付決定額を超える額で補助金額を確定し、交付していたもの。</p> <p>・件数 3件</p> <p>・交付決定額 2871,675円</p> <p>・額の確定額 3,006,690円</p> <p>・補助金交付額 3,006,690円</p> <p>(23) 文化財課 給料及び諸手当において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい</p> <p>(内容)</p> <p>会計年度任用職員の8月分及び9月分給料及び諸手当について、支給定日を過ぎて支給した</p> <p>もの。</p> <p>・件数 20件</p> <p>・金額 712,842円</p>
---	---

- ・支給予定日 令和5年8月21日及び9月21日
- ・支給日 令和5年10月4日及び10月6日

(2) 警察本部  
諸手当において、支給額誤りが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

扶養手当等について、扶養手当の支給要件喪失後の支給により、過年度に遡及して返納が生じたもの。また、過支給額の一部が時効により徴収できなかったもの。

- ・件数 1件
  - ・正支給額 61,599,955円 (時効分を除く)
  - ・誤支給額 7,800,018円 (時効分を除く)
  - ・過支給額 1,640,063円 (時効分を除く)
  - ・誤支給期間 平成29年11月～令和5年9月
- (うち時効により徴収できなかった期間平成29年11月～平成30年9月)

○宮城県監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る令和6年度定期監査の結果については、次のとおりです。

令和6年9月20日

宮城県監査委員 佐々木 喜藏  
宮城県監査委員 佐々木 功悦  
宮城県監査委員 成 田 由加里  
宮城県監査委員 吉 田 計

- 1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等  
別紙のとおり。

2 監査結果

令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は認められませんでした。

別紙

○宮城県水道用水供給事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課 令和6年7月17日  
大崎広域水道事務所 令和6年7月10日  
仙南・仙塩広域水道事務所 令和6年7月9日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(供給)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市、 加美町、 大和町、 大衡村 栗原市、 涌谷町、 美里町、 大郷(10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶヶム宿 ケム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市、 名取市、 岩沼市、 大衡村、 大衡町、 山元町、 七ヶヶム宿、 利府町 塩竈市、 多賀城市、 岩手市、 藤王町、 柴田町、 松島町、 七ヶヶム宿(17市町村)	平成2年度

3 事業実績

令和5年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
大崎広域水道事業	22,672 <sup>千㎡</sup>	1,728,189 <sup>千円</sup>	2,059,030 <sup>千円</sup>	△353,835 <sup>千円</sup>	△197,267 <sup>千円</sup>
仙南・仙塩広域水道事業	67,625	8,538,685	7,917,613	601,337	2,424,534
合計	90,298	10,286,875	9,976,644	247,501	2,227,266

(注) 1 給水量及び金額は、単位未満を切り捨てている。  
2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

- 1 監査実施機関及び監査年月日  
企業局公営事業課及び水道経営課 令和6年7月17日

大崎広域水道事務所  
仙南・仙塩広域水道事務所  
令和6年7月10日  
令和6年7月9日

2 事業概要

本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を給水するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大10万m <sup>3</sup>	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大10万m <sup>3</sup>	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、(5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大5万8,500m <sup>3</sup>	大崎市、大和町、大衡村、加美町(4市町村)	昭和55年度

3 事業実績

令和5年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
仙塩工業用水	10,219千m <sup>3</sup>	493,795千円	476,083千円	1,835千円	112,907千円
仙台圏工業用水	14,730	393,673	322,158	66,376	143,661
仙台北部工業用水	7,305	539,576	468,174	69,437	10,493
合計	32,255	1,427,045	1,266,417	137,649	267,062

(注) 1 給水量及び金額は、単位未満を切り捨てている。  
2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課 令和6年7月17日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び仙台港周辺地域における土地貸付等を行っている。

3 事業実績

令和5年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
地域整備事業	518,831千円	260,028千円	258,802千円	258,802千円

(注) 1 金額は、単位未満を切り捨てている。  
2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県流域下水道事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課 令和6年7月17日

中南部下水道事務所 令和6年7月5日

東部下水道事務所 令和6年7月4日

2 事業概要

本事業は、市町村が管理する下水道から排除された下水を処理するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	処理能力	関連市町村	供用開始年度
仙塩流域下水道事業	1日最大22万2,000m <sup>3</sup>	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町(5市町)	昭和53年度
阿武隈川下流域下水道事業	1日最大12万5,000m <sup>3</sup>	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町(11市町)	昭和59年度
鳴瀬川流域下水道事業	1日最大8,800m <sup>3</sup>	大崎市、美里町(2市町)	平成4年度
吉田川流域下水道事業	1日最大4万1,825m <sup>3</sup>	富谷市、大和町、大衡村、大衡村(4市町村)	平成4年度



北上川下流流域事業	1日最大 3万8,800㎡	石巻市、東松島市 (2市)	平成10年度
北上川下流東部流域事業	1日最大 2万5,300㎡	石巻市、女川町 (2市町)	平成12年度
迫川流域下水道事業	1日最大 9,650㎡	登米市、栗原市 (2市)	平成12年度

3 事業実績

令和5年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	総流入量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益 (損失△)	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
仙塩流域事業	38,965	2,051,923	1,937,245	107,020	279,456
阿武隈川下流流域下水道事業	32,085	2,948,617	2,902,848	26,009	257,920
鳴瀬川流域事業	2,410	399,629	337,322	59,059	111,766
吉田川流域事業	11,084	676,104	602,055	53,123	171,750
北上川下流流域下水道事業	8,134	1,643,484	1,392,888	250,377	503,159
北上川下流東部流域下水道事業	4,277	1,736,379	1,627,257	110,173	15,560
迫川流域事業	2,446	1,221,809	1,038,723	180,613	461,837
合計	99,405	10,677,949	9,838,340	786,377	1,801,452

(注) 1 総流入量及び金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づいた額である。